

森林法施行規則第13条の2の書面の様式

森 林 施 業 計 画 認 定 書

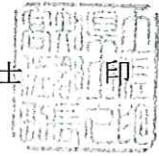
認定番号 18-3



平成23年3月3日

土佐町長 西村 卓士 様

土佐町長 西村 卓士



森林法第11条第1項の規定により、平成23年2月22日付けで請求のあった森林施  
業計画については、これを適当であると認定する。

# 森林施業計画書

自 平成18年8月25日

至 平成23年8月24日

## 1 森林施業の実施に関する長期の方針

### (1) 森林施業の実施に関する基本方針

#### ア 資源の循環利用林

当該森林は公益的機能の発揮に留意しつつ、持続的な利用が可能な森林を目標とする。

主伐方法は皆伐を基本とするが、公益的機能の発揮に影響が考えられる箇所については択伐を行う。なお、伐採後土砂の流出の恐れのあるような箇所は伐採の回避を行う。

主伐後は、尾根筋など生産性が低い箇所は、天然更新を利用しつつ広葉樹の導入を図り、針葉樹一斉人工林の対象地にはしない。当該部分は生産の対象とはしないが、利用できる立木については活用を図る。

主伐の時期は、 $\text{R}_{80}$ 年、 $\text{R}_{90}$ 年、その他広葉樹は、80年とし、この林齢に達するまでの間、 $\text{R}_{80}$ 、 $\text{R}_{90}$ の人工林については $\text{R}_{y}$ の維持を基本とした間伐を繰り返し行い、密度管理を行う。また、保育については区域全体を対象とし、必要に応じて計画・実行を行う。

#### 作業路網の整備

21年、22年に長尾山線の開設を行う。

#### イ 水土保持林

当該森林は吉野川の上流に位置し、水源林としての機能を果たしていることから、この機能を特に重視し、単層林及び長伐期施業森林に指定されている区域については、立木の密度管理のコントロールにより中・下層に天然力により広葉樹の導入を図り、複層林施業森林に指定されている区域については $\text{R}_{80}$ - $\text{R}_{90}$ の複層林を造成し、区域全体が複数の階層を持つ森林となることを目標とする。

主伐の方法は択伐を基本とし、実行可能な箇所では小面積皆伐を行い、伐採及び地拵えは避け、保残木を置くように努める。

尾根筋や溪畔は再度針葉樹一斉人工林にすることは避け、生物の多様性の維持に努める。

主伐の時期は、長伐期施業森林では、 $\text{R}_{80}$ 年、 $\text{R}_{90}$ 年以上とする。

$\text{R}_{80}$ ・ $\text{R}_{90}$ の人工林については $\text{R}_{y}$ の維持を基本とした間伐を繰り返し行い、中・下層に天然力により広葉樹の導入を図っていく。

#### ウ 森林と人と共生林

該当なし

(2) 長期の伐採立木材積及び造林面積

区 分	期 間	伐採立木材積 (m <sup>3</sup> )			造林面積 (ha)		
		主 伐	間 伐	計	人工造林	天然更新	計
資源の循環利用林	I 分期		470	470			
	II 分期						
	III 分期		500	500			
	IV 分期						
	V 分期		500	500			
	VI 分期						
	VII 分期		500	500			
	VIII 分期						
	小 計		1,970	1,970			
水土保全林	I 分期		1,617	1,617			
	II 分期		1,600	1,600			
	III 分期		1,500	1,500			
	IV 分期						
	V 分期		1,500	1,500			
	VI 分期						
	VII 分期		1,500	1,500			
	VIII 分期						
	小 計		7,717	7,717			

(3) 森林施業の共同化に関する長期の方針

特になし

(4) その他の参考すべき事項

特になし

2 森林施業の現況及び伐採計画及び造林計画

(1) 森林の現況並びに伐採計画及び造林計画

別紙のとおり





(2) 伐採計画及び造林計画の再計

時 期	伐採計画		造林計画		備 考
	伐採立木材積	間伐面積	造林面積	うち植栽	
18	214	2.46			
19	765	15.04			
20	124	1.79			
21	96	1.47			
22	506	8.29			
23	382	9.30			
計	2,087	38.35			

3 保育計画

保育の種類別計画

保育の種類	面積 (ha)	備考
下刈り	0.00	
つる切り		
除伐		
合計	0.00	

4 要整備森林又は要間伐森林とされている森林の保育、その他の施業の計画

該当なし

5 森林施業の共同化に関する事項

施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業者等への共同委託により実施することとする。  
作業路網その他施設の維持運営は、共同作成者の共同により実施することとする。

※下記  枠内に必要事項記入

	認定番号	18-3(変3-22)	
認定請求者	住所	高知県土佐郡土佐町土居194	
	氏名	土佐町長 西村 卓士	
	認定請求日	H23.2.22	← 例 H15.5.16
	審査者	筒井美和	認定期限 H23.3.14

団地要件

面積 (ha)

計画対象森林面積		564.62
令3①イ～ハの森林面積	イ 法令等による禁伐林	0.00
	ロ 竹林	0.00
	ハ 計画的な森林施業が困難又は不適当として市町村長が指定した森林	0.00
	上記イ～ハの重複面積	0.00
一体として効率的に施業ができるか		1

1:適、2:不適

長期の方針

資源循環利用林	1
水土保全林	1
森林と人との共生林	0
共同化の方針	0

0:該当なし、1:適、2:不適  
該当する森林がある場合、計画書に記載がなければ不適

共同作成の場合、計画書に記載がなければ不適

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に主伐がある場合、2年以内に植栽されていること	0
計画書： 記載有り	

0:該当なし、1:適、2:不適

### 植栽本数

仕立て方法：1:疎仕立て、2:中仕立て、3:密仕立て←(スギ、ヒノキは1～3、それ以外は空欄)

樹種	仕立ての方法	植栽本数	
		以上	以下
1	2	3,000	3,500
2	2	2,500	4,000

植栽本数が3,000本の場合でも入力は以上・以下の両方の欄に3,000 3,000と入力

択伐の場合は植栽本数/択伐率の計算した値を入力

例：択伐率30%、植栽本数900本の場合  
900/0.3=3000本

樹種：1:スギ、2:ヒノキ、3:マツ、4:クスギ、5:広葉樹

### 主伐の方法

水土保持林	皆伐1箇所当たり20ha以下	1
森林と人との共生林	30%以下の択伐	1
植栽によらなければ適確な更新ができない森林	40%以下の択伐	1

0:該当なし、1:適、2:不適

### 広葉樹林等の維持拡大(森林と人との共生林のみ)

広葉樹人工林、又は天然林を主伐する場合、主として広葉樹の植栽又は天然更新により更新されているか	0
---	---

0:該当なし、1:適、2:不適

### 市町村森林整備計画への適合

(1)市町村森林整備計画に定められた伐採(主伐)に関する事項、造林に関する事項、間伐・保育の基準に従っていること	1
(2)対象森林に公益的機能別施業森林(施業方法を特定する必要がある森林を含む)が含まれる場合、市町村森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林における施業の方法に従っていること	1
(3)対象森林に要間伐森林が含まれる場合、市町村森林整備計画に定められた要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に従っていること	0
(4)対象森林に保健機能森林が含まれる場合、市町村森林整備計画に定められた保健機能森林における施業の方法に従っていること	
計画書： 該当なし	
(5)共同による森林施業計画の場合、施業の共同化に関する事項が、市町村森林整備計画に定められた森林施業の共同化の促進に関する事項に適合していること	1

0:該当なし、1:適、2:不適



森林法施行規則第13条の2の書面の様式

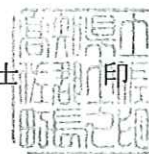
森 林 施 業 計 画 認 定 書

認定番号 18-3

平成18年 8月22日

土佐町長 西村卓士 様

土佐町長 西村卓士



森林法第11条第1項の規定により、平成18年 8月15日に請求のあった森林施業計画については、これを適当であると認定する。